

第 125 号
2019年11月6日

友の会だより

中央ろうきん友の会横須賀支部
会長 鈴木

『ろうきん塾』のご報告 改正相続税法のポイントを探る

中央ろうきん友の会横須賀支部では、去る10月11日(金)午後2時40分からヴェルクよこすかの6階第1会議室で横須賀税務署の高岡様を講師にお招きして「ろうきん塾」《改正相続税法のポイントを探る》をテーマで開催しました。当日は、午前からの雨模様により当初参加予定の35名より少数の28名の参加を得て開催しました。

講演では、相続税法の改正内容について(1)配偶者短期居住権の設定、(2)配偶者居住権の設定に伴う居住建物の固定資産税を負担するのは誰が負担をするか、(3)遺留分制度の見直し、(4)特別の寄与制度の新設等について理解を深めることが出来ました。

特に、従来の相続においては、親の療養介護に伴ない、相続人以外に対しては相続権がないものとされていましたが、この部分について見直されたこととなります。

ポイントとしては、夫が既に亡くなっていた場合、親(父・母)の療養介護等をしていて父または母が亡くなった時に、相続人以外の被相続人の親族が無償で療養介護に携わっていた場合に、相続人に対して金銭の請求ができるようになったことです。

この「特別の寄与制度」が認められたところがポイントです。



【現行の制度】現行制度では、一人暮らしの高齢者の面倒を長年にわたり見てきた隣人や、夫が亡くなった後、亡夫の親の世話・介護等を行ってきた亡夫の妻などは、高齢者又は亡夫の親(被相続人)がその貢献に報いるために、生前贈与又は遺贈を行わない限り、その死後その者の遺産から分配に預かる権利はありません。

特別の寄与(相続人以外の者の貢献を考慮するための方策)

★被相続人に対して無償で療養介護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(特別寄与者)は、相続の開始後、相続人に対して寄与に応じた額の金銭の支払いを請求できる。

《注》詳細については、税務資料等でご確認ください。

以上